

令和4年度第1回福岡県環境審議会水質部会議事録

令和4年4月14日(木) 14:00~15:00
福岡県庁10階 特別東(特9)会議室

●司会(環境保全課 定石課長技術補佐)

ただいまから令和4年度第1回福岡県環境審議会水質部会を開催します。

委員の皆様方には、お忙しいところ、水質部会に御出席いただき、ありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、環境保全課 課長技術補佐の定石と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

さて、当部会は、福岡県環境審議会条例第5条第2項及び第6条第6項により、部会長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができないことになっておりますが、本日は、委員総数9名中7名に御出席いただいておりますので、これをもって会議を開き、議決できますことを御報告いたします。

それでは、審議に入ります前に、配布しております資料の確認をさせていただきます。

- ・ 本日の会議次第
- ・ 委員の皆様の名簿
- ・ 配席図
- ・ 福岡県環境審議会条例
- ・ 福岡県環境審議会運営規定
- ・ 水質部会資料1

「**諮問事項** 瀬戸内海における総量削減計画について」

- ・ 水質部会資料2

「**諮問事項** 瀬戸内海における総量削減計画について<参考資料>」

- ・ 「福岡県環境審議会水質部会の公開について(平成13年2月22日申合せ)」

でございます。資料はお手元にお揃いでしょうか。

本部会及び本日の議事録は、お手元にお配りしております、平成13年2月22日付の申合せにより、原則として公開することとなっております。

なお、今のところ、本日は傍聴者はおられません。

次に、委員の皆様を名簿順に御紹介させていただきます。

元北九州市立大学 教授で水質部会長の伊藤様です。

○伊藤部会長

よろしく申し上げます。

●司会（環境保全課 定石課長技術補佐）

北九州市立大学 環境技術研究所客員研究員・名誉教授の門上様です。

○門上委員

よろしく申し上げます。

●司会（環境保全課 定石課長技術補佐）

産業医科大学 医学部衛生学教授の辻様です。

○辻委員

よろしく申し上げます。

●司会（環境保全課 定石課長技術補佐）

福岡大学 工学部社会デザイン工学科教授の渡辺様です。

○渡辺委員

よろしく申し上げます。

●司会（環境保全課 定石課長技術補佐）

J A福岡県、女性協議会副会長の縄田様です。

○縄田委員

よろしく申し上げます。

●司会（環境保全課 定石課長技術補佐）

九州農政局、野村生産部長の代理者としまして、生産技術環境課課長補佐の後藤様です。

○後藤委員代理

よろしく申し上げます。

●司会（環境保全課 定石課長技術補佐）

九州地方整備局、森下企画部長の代理者としまして、河川部河川環境課 建設専門官の林様です。

○林委員代理

よろしく申し上げます。

●司会（環境保全課 定石課長技術補佐）

なお、九州経済産業局 資源エネルギー環境部長の沼舘様、第七管区海上保安本部警備救難部長の春藤様は、所用で欠席されております。

それでは、部会開会にあたりまして、環境保全課長の吉川がごあいさつ申し上げます。

●環境保全課 吉川課長

環境保全課長の吉川でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、約2年ぶりの対面開催となりましたが、顔を合わせるのとリモートでやるのでは雰囲気は違いますので、今日は久しぶりに顔を合わせて十分な議論ができるのではないかと考えています。

本日は年度初めのお忙しいところ御出席いただきありがとうございます。

また、日頃から、本県の環境保全行政の推進に関しまして、御指導いただき厚くお礼申し上げます。

最近の本県の環境保全施策の動向としましては、今年3月に「福岡県地球温暖化対策実行計画」を改定いたしました。過去5年連続で、気候変動に伴う大規模な水害等が発生していることから、災害時等において有害物質が流出した際に被害拡大防止の迅速な対応ができるよう、今年度から、有害物質使用・貯蔵施設の情報を管理する地図情報システムの構築を進めて参ります。

従来の水環境保全施策に加えて、このような総合的な施策に取り組んで参りたいと考えております。

さて、本日の議題は、昨年度の1月19日付けで書面開催されました福岡県環境審議会におきまして諮問いたしました「瀬戸内海における総量削減計画について」でございます。

本県の水環境行政にとって重要な事項でございますので、本日は、これらの諮問事項に関し、専門的な見地から御意見をいただきたいと思いますと考えておりますので、御審議のほどよろしくお願ひいたし

ます。

また、御審議の過程で出て参りました御意見を踏まえて、本県の環境保全に向けた取組を進めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、開会にあたりましての私のあいさつとさせていただきます。

●司会（環境保全課 定石課長技術補佐）

それでは、これより、議事を進めてまいりたいと思います。

この会議は福岡県環境審議会条例第5条第1項及び第6条第6項により部会長が議長を務めることとなっております。それでは、議事進行につきまして、伊藤部会長よろしくお願いいたします。

○伊藤部会長

それでは、これより、議事に入らせていただきます。

本日の会議は、令和4年1月19日付けで書面開催された環境審議会水質部会に審議が付託された「瀬戸内海における総量削減計画について」の諮問事項を議題とします。

それでは、この議題について、事務局の方から説明をお願いします。

●環境保全課 吉川課長

「水質部会資料1」をお願いします。

資料1は1月の環境審議会の資料をベースに、諮問後に国が策定した総量削減基本方針に基づき、総量削減計画（案）等を追加するとともに、法改正等の時点修正を加えたものとなっております。審議会と重複する部分もございりますが改めてご説明させていただきます。

2枚をめくっていただき、1ページをお願いします。まず、「水質総量削減制度」についてです。

この制度は、人口や産業が集中し、生活又は事業活動に伴う排水が大量に流入することにより、汚濁が著しかった広域的な閉鎖性水域について、従来の排水対策だけでは水質改善が図れないことから、全ての発生源からの負荷量を計画的に削減することを目的とした制度であります。

昭和53年に「水質汚濁防止法」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」の改正により、導入された制度であり、昭和54年を第1次とし、5年ごとに見直しを行いながら、これまで8次(40年間)に渡り実施され、今回が第9次となります。

なお、瀬戸内海環境保全特別措置法等の改正が令和4年4月に施行されたことで、「瀬戸内海環境保全特別措置法」の総量規制に関する規定が削除され、「水質汚濁防止法」に一本化されております。

図1のとおり、総量削減の対象となる「規制水域」として、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の3海域が指定されており、この3海域に排水が流入する「指定地域」として、20都府県が指定されています。

また、本県の「対象地域」は、図2のとおり、10市町村となっております。

2ページをお願いします。

「総量削減の仕組み」、それから「国が策定する基本方針」と「県が策定する計画」の位置づけについ

てです。

図3のとおり、まず、国が、水域ごとに「基本方針」を策定し、都府県ごとに、削減目標量等を示します。

次に、関係都府県が、この「基本方針」に基づき、削減目標量の達成のための施策等を示した「総量削減計画」を策定することとなります。

施策の内容としましては、下水道、浄化槽等の整備による生活排水対策、大規模な工場等の排水に対する総量規制基準の適用、小規模事業場等に対する指導等があります。

今回、諮問しますのは、この「総量削減計画」であります。

「2 これまでの経緯」ですが、

瀬戸内海の水質は、8次にわたる総量削減の実施により、汚濁負荷量が大幅に削減され、他の指定水域と比較して良好な状態となっております。

この様な状況を踏まえ、中央環境審議会の第9次の答申において、大阪湾を除く瀬戸内海については「現在の水質が悪化しないように必要な対策を講じることが妥当である」との考え方が示されており、国は、この答申を受け、本年1月24日付で、「基本方針」を策定したところであります。

3ページをお願いします。

「3 基本方針の概要」についてです。

基本方針の中で、目標年度を令和6年度とする関係都府県ごとの削減目標量が示されており、瀬戸内海全体の目標量を左に、本県の目標量を右に示しております。

削減目標量は、令和元年度の実際の負荷量を概ね維持するレベルとして設定されております。

4ページをお願いします。

「福岡県の総量削減計画(案)の概要」であります。

国の基本方針に基づき、県計画の目標年度と削減目標量を定めております。

計画の内容は、「4 策定方針」のとおり、中央環境審議会の答申において、現在の水質が悪化しないよう各種施策を継続していくこととされております。

また、本県の削減目標量は、令和元年度の負荷量の実績を概ね維持することとされていることから、8次計画の施策を継続して行うこととしております。

次に、5ページ「6 その他削減目標量の達成と水環境改善に関し必要な事項」についてですが、

記載のとおり、(1)人工海浜などの保全 (2)水質改善に資する取組の推進 (3)河川・海域の環境整備など、9項目を整理しております。

水質部会資料の6ページから「総量削減計画(案)の本文」、11ページから「計画の新旧対照表」を添付しております。

以上、説明のとおり、基本的に、これまでの施策を継続して行うこととしており、数値の時点修正や、国の9次の基本方針と整合を図るため、文言の修正・整理などを行っております。

引き続き、水質係長の増田から、具体的な内容についてご説明いたします。

●環境保全課 増田水質係長

「水質部会資料2」を使ってご説明します。

1ページから瀬戸内海全体及び本県の汚濁負荷量の推移をグラフにお示ししております。

併せて、第9次(令和6年度)の削減目標量もお示ししております。

1ページがCOD、2ページが窒素、3ページがりんとなっております。

いずれの項目も、平成11年度の汚濁負荷量の実績値(第5次における直近の実績)と比較して、令和元年度の実績値は、瀬戸内海全体及び福岡県ともに、大幅に減少しています。

4 ページをご覧ください。

4 ページに豊前海（周防灘）の、5 ページに響灘及び洞海湾等の水質の推移を掲載しています。各年度で環境基準を超過した地点はセルに網掛けをしております。

豊前海については、CODは概ね横ばいで推移しており、環境基準に適合していない年度・地点があります。窒素、りんは、全地点で環境基準に適合しています。

5 ページの響灘については、全地点で3項目とも環境基準に適合しています。

洞海湾等については、奥洞海で窒素が環境基準に適合しない年がありますが、ほぼ環境基準に適合しています。

「水質部会資料1」の2ページをお開きください。

この様に、水質が比較的良好であるという状況を踏まえ、中央環境審議会の第9次の答申において、大阪湾を除く瀬戸内海については「現在の水質が悪化しないように必要な対策を講じることが妥当」との考え方が示されたところです。

国はこの答申を受け、21ページに添付している「基本方針」を策定したところであります。

本県は基本方針に基づき基本計画を策定することとされております。

「総量削減計画（案）の本文」を6ページから「計画案の新旧対照表」を11ページから添付しております。

11ページをご覧ください。

基本方針に基づき、第8次総量削減計画の取組を継続する内容となっておりますので、数値の時点修正や、国の9次の基本方針と整合を図るため、文言の修正・整理などを行っております。

計画の序文ですが、瀬戸内海環境保全特別措置法等の改正により、計画策定根拠を修正しております。

根拠となる条文については、31ページから添付しております。

11ページにお戻りください。主な変更点を説明いたします。

「1削減の目標」は、国の基本方針に基づき、県計画の目標年度と削減目標量を定めております。

COD、窒素、りん、いずれの項目も、令和元年度の実績や令和6年度の推計値を踏まえ、第8次の目標値を下回る値で設定されております。

12ページの「2削減目標量の達成のための方途」については、「基本方針」において、生活排水処理施設の「高度化」が削除されたことから、13ページ3行目、「生活排水処理の高度化」、同じページの「ア下水道整備」で「高度処理の導入を推進する」を削除しております。

その下の表4下水道整備計画、次のページ（14ページ）の表5処理形態別汚水処理人口については、市町村の推計により時点修正しております。

17ページの「ウ養殖漁場の改善」について、本県では給餌を必要とする養殖が行われていないことから、給餌に関する事項を削除しました。

同ページの「3その他削減目標量の達成及び水環境の改善に関し必要な事項」については、「基本方針」に基づき、護岸整備等の生物共生型護岸等の環境配慮型構造物に関して「採用に務める。」から「施工性及び経済性も考慮しつつ、原則として採用する。」に修正しました。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○伊藤部会長

事務局から説明がありましたが、何か御意見、御質問等はありませんか。

○渡辺委員

私の方から確認したいことがあるので、お聞きしたいのですが、例えば資料1の3ページです。削減目標量が令和6年度に、例えば、りんは0.6というふうになっていて、これが目標になるということですが。例えば、資料2を見てみると、響灘・洞海湾・豊前海、全てりんの環境基準値は満足している状況です。それでもなおかつ、いわゆる産業分野のところ、さっきの内容でいくと、削減するという目標になっています。

どうしてそういう目標になるのか教えてください。

●環境保全課 増田水質係長

りんについては、令和元年度の実績量が0.5に対して、令和6年度の目標量が0.6ということで、若干微増を許容するような形になっています。これについては、引き続き対策を進めること、ということで、今までの施策を継続することで悪化させないことを担保するようになっております。

ただ、微増しているところは、委員のおっしゃるとおり産業界のこともございますので、過去5年間の推移を見て、例えば5年間の最大値などを採用することで、上振れを許容するような形で推計した数字がこちらになっております。

○渡辺委員

実は、瀬戸内海だけじゃなくて、他のところでも、貧栄養状態というのがわかってきています。例えばアサリが採れない理由の一つとして漁業者の方を中心に施肥をすとか、そういうことまででてる場合があります。結局、今の水質状態を維持していくことが、いわゆる漁業生産の側面から見た時に良いことなのか。水環境学会の中でも栄養状態の話がでていて、いろいろ測定されてですね。これ(今の水質)を維持することは、国からということもあるので福岡県さんがという意味ではないですが、維持することが良いことなのか、私としては疑問に感じています。その辺りはいかがでしょうか。

●環境保全課 増田水質係長

国の方針においても現状の取り組みを維持するとは言いつつも、湾灘ごとに栄養塩管理を進めていくよう検討となっています。その辺の動向を踏まえながら、県としても…

○渡辺委員

私が言いたかったのは下水処理場で処理せずに全部出せっていうわけじゃなくて、何が足りなくてこういう状況になっていて、どこの部分を出していくと瀬戸内海の水産関係の方も漁業が豊かに

行えるようになるか、など考えておかないと、りんを削減していくと、なかなか難しいのではないのでしょうか。例えば有明海だと、佐賀県はいわゆる高度処理も含めて流すということをすでに始めています。有明海は関係ないのですけれども、今後もそういうことを行う際に、今までは水質をきれいにするのを考えてやってきたのが、きれいになりすぎて、(水質を)どうやって戻すか考えておいたほうがいいのかと思います。

○伊藤部会長

私も同じようなことを思っていて、有明海で海苔の色がつかず、栄養不足ということで、(水が)きれいになりすぎているんじゃないかと。ここの議題とは違うニュアンスがあるかもしれませんが、全体に、窒素・りんを増やすのはおかしな話になるので、局所的に、産業のある場所についてどうだっているのはこの議論とは別の話になると思いますが、どこかで行政が考えておく話かもしれません。

それから、削減目標値って削減じゃないんですよね。

●環境保全課 増田水質係長

発生量です。

○伊藤部会長

発生量目標値ですよ。言葉は変えられないと聞いていますが、普通に聞くと逆のような感じになってしまうので、誤解を与える可能性があると思います。

国がこうなっているので、(言葉は)変えられないのですが、議論するときには噛み合わないときがありますので、これは削減量ではなく、発生量目標値であるというのを念頭に置いて議論進めていただければと思います。他に何かありますか。

○門上委員

私も渡辺先生、伊藤先生と同じ意見です。貧栄養状態であり、アサリは栄養状態だけじゃなくて、砂場、例えば有明海の場合、砂の流れ込みが大幅に減少しているなど色んな問題があって、アサリが減っています。私が住む苅田でも以前はたくさん採れていましたが、今は全然採れない。豊前海のりん濃度は、環境基準の3分の1ですよ。CODが高くなっているのは内部生産じゃないかと思っています。

こういうことも、科学的な検討をしてもらいたい。私が北九州市に勤務していた頃はこの辺りも調査しました。言いたいのは、窒素・リンの環境基準がこれで妥当なのかということです。

良好な水環境を保全するということは、もともと住んでいた生物が生存できるというのが、良好な環境だと思います。窒素が良ければ良いにこしたことはないというわけではなくて、そこに適した水環境にしないといけない。現在の環境基準は、古い科学的知見から決められたのではないかと。もうちょっと科学的な検討を国に働きかけていただいて、本当にこれでいいのか、考え出す時期に来ているのではないのでしょうか。現実にもそういうような問題が起こって、指摘されているわけですので、真摯に科学的な行政をするために、予算をつけてもらった方がいい。福岡県の方から、（国に）働きかけていただく必要があると思います。見直していくことをやっていただきたい。

○伊藤部会長

この件に関して、県からご意見ありますか。

●環境保全課 吉川課長

門上先生のご指摘はごもっともで、皆様もそう思われているのではないかと思います。環境基準は設定されてからかなり年数が経っていますので、見直すべきところも出てきていると思います。明らかにおかしい環境基準点など、原因究明は必要なところはやってきておりますけれども、まだ本格的な研究などは着手できておりませんので、まずは国の方に機会があればどういう考え方で進めていくのかと。瀬戸内海の扱いについては環境省さんから、どんどんきれいにするのではなく地域に応じてきめ細かに対応していきなさいという指示をいただいておりますので、それに沿ったような形で何ができるのか、今後の宿題として検討させていただければと思います。

○伊藤部会長

なかなか難しいところもあるかもしれませんが、そういったご意見もあるということで考えていただければと思います。他にありますか。

○縄田委員

よろしいでしょうか。農業の方でも、みどりの成長戦略といって、減農薬から減肥料から環境にやさしい使い方をしながら持続可能な農地や人の住む場所を作っていくということが決められて、今日もSDGsバッチを付けてきたんですけれども、「環境」というのは1つの数字でこうしなさいというような中で決められるものではなく、各地域に応じた木の種類とか地質学上の栄養素とか、そういうものが基盤になって土地が持続可能なものになると思っています。

海に流れる窒素とかも同じようなことにするのは、本当に持続可能なことと繋がっているのか疑問を持っています。渡辺委員、門上委員がおっしゃいましたが、つくづくそう思いました。以上で

す。

○伊藤部会長

同じような意見ではあるものの、これは非常に難しく、昔は、窒素・りんが供給されるよう形になっていて、ある意味で人為的に富栄養化になっていて、本来の環境はもしかしたら今に近いのかもしれない。これはどっちが良いかという話ではなく、それによって産業の影響も出てくるので、きれいになり過ぎて困ったということなのか、いやこれが本来の形なのか、そこら辺の時間軸を遡ってどうあるべきか、色んな角度から議論しないといけないと思っています。こうしなきゃいけないということはないと思うんですけども。国を動かさないと変わらないというのもありますので、機会があれば…逆に機会を作っていて、何らかのご意見を福岡県から挙げていただけたらと思います。他にありますか。

○伊藤部会長

高度処理水をやめて、再生水になるという話で、海域の水質とどう関係しているのか教えていただければと思います。

●環境保全課 増田水質係長

生活排水からの発生負荷量が非常に高い割合を示しておりまして、その中でも下水からの負荷量が高いものですので、それに関してはできるだけ放流するものを再生水として使えればということで、このような施策が盛り込まれたものと承知しております。

○伊藤部会長

高度処理水というのが下水処理を前提としているということですかね。いきなり再生水になるというのが、次元が違う話と思って、その辺の繋がりがよく分からないんですが。

●環境保全課 定石技術課長補佐

いわゆる高度処理というのは、窒素・りんを下水の汚水から取り除くということになるのですが、渡辺委員がおっしゃったとおり、例えば有明海などでは平成12年頃に、海苔の色落ちが大変問題になり、全国に先駆けて、季別運転といって、冬に高度処理を緩和して、窒素・りんを放流し、色落ちに対する対策をとっていくという取り組みを行ってきました。

○伊藤部会長

それが再生水利用ということですか。栄養塩をそのまま流しましょうみたいな、ある種の方向転換みたいなことでしょうか。

○渡辺委員

この再生水って環境用水って意味とは違うんですか。例えば、福岡県の良い取組として、多々良川で下水の処理水を上流から流してやって、川はあんまり水が流れていないので、環境用水として増えると生き物が多く戻ってくる…という使い方じゃないんでしょうか。

●環境保全課 増田水質係長

そういうものを含めて再生水ということで、例えば公園の散水であったりとか、そういったものに使うのも再生水の推進に繋がっていくと思います。

○伊藤部会長

例えばよくあるビルのトイレの水を再生するとか、自然環境に使う再生水とはニュアンスが違う受け取り方があるのかなと。

○渡辺委員

自然環境に使う場合は、例えば塩素処理とか紫外線殺菌とかして、塩素が入っていない状態で戻すというやり方されて、トイレとかに使うのであれば大腸菌を殺菌して、という風になるので、再生水という表現自体が、ニュアンスが分かりにくい。

○伊藤部会長

事前説明された時は気づかなかったですが、（再生水について）用語の説明を加えるとか、変更することはできるんでしょうか。

●環境保全課 増田水質係長

説明を入れるということであれば（可能です）

○伊藤部会長

説明を加えないと、（再生水という言葉が）ポンと来ると、受け取った人が誤解されると思います。

●環境保全課 吉川課長

(再生水の) 表現の方、改めて修正できるか検討します。

○伊藤部会長

やろうとしていることは良いことだと思います。

○門上委員

ちなみに、再生水をやっている市町村はあるんですか。

●環境保全課 増田水質係長

北九州市さんは処理水の活用ということで、道路や植木への水撒きとかですね。

○渡辺委員

多分、多々良川でやっている取組は、全国でも珍しいと思います。わざわざ塩素じゃなくて紫外線殺菌してというやり方は、福岡県の先進的な取組ですね。福岡市も同じことやっています。

○門上委員

渇水対策ですよ。

○伊藤部会長

他にありますか。水質の起源は河川によると思うんですが、災害が起こったときに樹木が流れ出していく、それが水質になんらかの影響を及ぼすか確認しときたいのですが。林委員。

○林委員

河川としては一般的に豪雨時に発生する流木について、河川管理施設等に支障があれば除去になりますが、海域に流出した流木が直接水質に影響があるかは分かりかねます。

○伊藤部会長

災害なので、量の問題が中心ですが、もしかしたら質の問題など、良い方向にもしかしたら働くかもしれない。与える影響がどうなのか、河川の河口部がどうなのか、可能なら調査していただきたい。県なのか国土交通省なのか分かりませんが。

今議論になっているのが、きれいになり過ぎて、目標値を上げる必要がなくて、逆にそれによる

弊害が水産業者に影響を与えているので、増やせという議論になるとおかしいですが、これから新しいテーマとして議論していくきっかけになればと思います。

○門上委員

それに関して、19ページの7の「調査研究の推進」というのがありますが、各地方や海域に適した水質というものがあると思います。どういう水質が一番良いのかというのを、調査研究していただき、環境技術や施策に繋げてほしいです。県としてはその辺りをやっていただきたいです。水質だけではなく、豊前海の海域全体を総合的に検討してもらえたらと思います。

○辻委員

「調査研究の推進」について、この年度のCODなどを何に結びつけるのか、海産物や人や生態系の減少などが影響しているのか、この年は気温はどうだったのか、災害や台風はあったのか、そういうところに突っ込んでいけるとと思います。お金をかけずに、今あるデータでできるのではないのでしょうか。大気であれば、人への影響として喘息が出るとかで分かりますが、今回の話は多様化しているので、福岡県から統計的に考えて、それを国に働きかけていただけると、古い環境基準が見直せるんじゃないのでしょうか。

○伊藤部会長

今すぐどうっていうのは難しいとは思いますが、エビデンスがないとそうじゃないかという話だけで終わってしまうので、基礎研究などを集めて、今まで議論したような話の対策が進められるのではないのでしょうか。他にありますか。

○縄田委員

先ほど、課長さんが挨拶の際に、災害時に有害物質が出てくる、流出する可能性があるということで、地図を作成して～とおっしゃられましたが、有害物質を埋めているところがあるのですか。

●環境保全課 吉川課長

先ほどご説明したのは、有害物質が埋められているというより、水質汚濁防止法の中で有害物質を貯蔵している工場などが分かってきているので、毒劇物とかもあわせて、福岡県のどの辺にそういうのがあるというのが分かるようなマッピングをしよう。

それに重ねて、例えば大雨で洪水になったときにどの辺まで水で浸かるのかという情報を重ねることで、どの辺が危なくなるかあらかじめ想定できる新しい地図のシステムの作成を進めようとし

ています。

○伊藤部会長

災害が起こって油の流出が起きたりしたので、是非このような取組を行っていただきたい。

○門上委員

県の環境行政について、汚染対策や公害対策から始まり、現在はほぼ解決しています。今問題になっているのは持続可能な社会を作るという、温暖化もそうですが、攻めの環境行政をしてもいいと思います。例えば、水環境も水質だけではなく「快適で、豊かな水環境をつくっていくのだ」と。それに向けてどうしたらいいのか。総量削減だけでは不十分です。それでは十分ではないと分かっていますから、もうちょっと攻めて…攻めるっていうのは先に進んで、どういうことをしたらいいのか検討していただきたい。そういう姿勢がないと、国に言われたものをスケジュールに沿ってただやるだけというだけでは情けない。福岡県の環境は福岡県が作らないといけない。私が北九州市に勤めていたときは、北九州の大気汚染の総量削減は北九州がやるのだという気概を持っていました。国から言われたからやるということを超えた施策をやってほしい。福岡県から日本全体に発信していくくらいの気持ちを持ってほしいと思います。

●環境保全課 吉川課長

幸いなことに、福岡県では北九州など環境に非常に関心が高く、福岡県から変えていくということができればいいかなと思います。今すぐには難しいかもしれませんが。

○伊藤部会長

他に御質問等がございますか。そうしますと、説明を加えるというところで再生水のところ、他のところはよろしいですかね。他にないようでしたら、事務局案に対しまして、水質部会において了承する旨の決議をしてよろしいでしょうか。

○委員各位

(異議なし)

○伊藤部会長

それでは、福岡県環境審議会条例第6条第5項により、部会の決議をもって審議会の決議とすることになっておりますので、ただいまの決議をもちまして、事務局案を審議会の答申案とさせていただきます。

たきます。

なお、この答申案につきましては、県が定める要綱により、県民の意見募集（パブリックコメント）を行うことになっていると聞いておりますので、意見募集について、事務局から説明をお願いします。

●環境保全課 吉川課長

今後のスケジュールですが、本県では、「審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱」に基づき、環境審議会が知事からの諮問事項について審議する場合においては、県民に意見を求める手続きが必要とされています。

従いまして、本日、了承いただいた案を答申案としまして、「県民意見の募集」いわゆる「パブリックコメント」の手続きを実施いたします。

期間は、5月中旬から2週間の予定としております。

パブリックコメントで提出されました意見を踏まえ、委員の皆様のご意見も伺いながら正式な答申としたいと考えております。

正式な答申をいただいた後、計画（案）として確定し、県知事から関係市町村長への意見照会、環境大臣との協議の手続きを経て、10月頃に関係都府県とともに計画を公表する予定です。

○伊藤部会長

事務局から説明がありましたが、何か御意見、御質問等はありませんか。

○委員各位

（質疑なし）

○伊藤部会長

意見がありませんので、事務局から説明がありましたとおり県民意見の募集を行うということですのでよろしいでしょうか。

○委員各位

（異議なし）

○伊藤部会長

それでは、この意見募集の結果、県民から、部会の審議を必要とする意見が出された場合は、私が水質部会長として事務局からの報告を受け、部会での審議の必要性を判断して、必要であれば、再度、答申案について水質部会で審議することとし、また、その必要がある意見が出なかった場合

につきましては、答申案を答申としたいと思いますが、私に判断を御一任いただいてもよろしいでしょうか。

○委員各位

(異議なし)

○伊藤部会長

ありがとうございました。

以上で、本日の議題は終了しましたが、委員の皆様、他に何かございませんか。事務局からもありませんか。他にないようでしたら、議事につきましては、これで終了いたします。

●司会（環境保全課 定石課長技術補佐）

伊藤部会長、ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方、長時間にわたる御審議ありがとうございました。

これをもちまして、本日の環境審議会水質部会を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。